

出生届についての注意

米国は出生地主義を採っているため、米国で生まれた在留邦人の子は自動的に米国籍を取得します。従って、子の日本国籍を留保する場合は、出生届書の日本国籍留保欄に署名・押印(押印は任意)をして、出生の日から3ヶ月以内に総領事館(又は大使館・日本の戸籍役場)に届出しなければなりません。4月15日に生まれた場合、3ヶ月の届出期限日は7月14日となります。法廷届出期間を経過した届出は受理できません。

- 1 婚姻届を出していない場合は、出生届を出す前に、または出生届と同時に届け出てください。
- 2 未婚で出産した場合、出生届および出生証明書は各1通余分に必要です。
- 3 提出された書類はお返ししませんので、ご了承ください。
- 4 子の氏について、父(または母)が外国籍の場合でも、子は日本人である母(または父)の戸籍に入ります。日本人父または母の戸籍上の氏を子の氏欄に記入して下さい。(米国でスミス姓を名乗っていても、戸籍が田中であれば、子の氏も田中となります。)
- 5 子の名について、漢字、ひらがな、カタカナが使用可能です。
- 6 子の名について、Birth Certificate にある名前が「Michael Taro」であった場合、出生届に書くことができる名前は4通りあります。この場合、「マイケル」、「太郎」、「マイケル太郎」または Birth Certificate には記載されていない全く別の名前(例: ジョン)をつけることも可能です。ミドルネームという概念が日本にはありませんので、例えば「マイケル太郎」と書いた場合、ファーストネームの「マイケル」とミドルネームの「太郎」との間にはスペースや点は入らず、1つの名前として「マイケル太郎」と戸籍に記載されます。名前のつけ方について分からないことがあれば、当館戸籍係までお問い合わせください。
- 7 子の名について、使える漢字が決められています。事前にご確認ください。
子供の名前に使える漢字(法務省サイトより抜粋): <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html>
- 8 署名欄は字を崩さずに、戸籍にある通りに氏名をお書きください。
- 9 印の欄は任意です。印鑑がなく、拇印にされる方は右手親指で押印してください。色は朱または赤となります。
- 10 出生届を当館へ届け出た後、日本の戸籍にお子様の氏名が記載されるまでには2か月ほどかかります。なお、記載されても当館にも皆様のご自宅にもその連絡は入りませんので、必要であれば、本邦家族にお願いするか、ご自身で直接本籍地役場へご確認ください。